

三朝町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

三朝町長

三朝町条例第22号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																		
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第24条の4第4項に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金とする。</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第24条の4第4項に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金とする。</p>																		
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="258 1666 443 1765">名称</th><th data-bbox="443 1666 619 1765">主たる事務所 の所在地</th><th data-bbox="619 1666 815 1765">期間</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3" data-bbox="258 1765 815 1823">略</td></tr><tr><td data-bbox="258 1823 443 2018">特定非営利 活動法人ハ ーモニィカ レッジ</td><td data-bbox="443 1823 619 2018">八頭郡八頭 町才代299</td><td data-bbox="619 1823 815 2018">平成30年1月 1日から平成 34年12月31日 まで</td></tr></tbody></table>	名称	主たる事務所 の所在地	期間	略			特定非営利 活動法人ハ ーモニィカ レッジ	八頭郡八頭 町才代299	平成30年1月 1日から平成 34年12月31日 まで	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="866 1666 1051 1765">名称</th><th data-bbox="1051 1666 1227 1765">主たる事務所 の所在地</th><th data-bbox="1227 1666 1423 1765">期間</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3" data-bbox="866 1765 1423 1823">略</td></tr><tr><td data-bbox="866 1823 1051 2018">特定非営利 活動法人ハ ーモニィカ レッジ</td><td data-bbox="1051 1823 1227 2018">八頭郡八頭 町才代299</td><td data-bbox="1227 1823 1423 2018">平成30年1月 1日から平成 34年12月31日 まで</td></tr></tbody></table>	名称	主たる事務所 の所在地	期間	略			特定非営利 活動法人ハ ーモニィカ レッジ	八頭郡八頭 町才代299	平成30年1月 1日から平成 34年12月31日 まで
名称	主たる事務所 の所在地	期間																	
略																			
特定非営利 活動法人ハ ーモニィカ レッジ	八頭郡八頭 町才代299	平成30年1月 1日から平成 34年12月31日 まで																	
名称	主たる事務所 の所在地	期間																	
略																			
特定非営利 活動法人ハ ーモニィカ レッジ	八頭郡八頭 町才代299	平成30年1月 1日から平成 34年12月31日 まで																	

特定非営利 活動法人十 人十色	鳥取市用瀬 町安蔵991	平成30年8月 1日から平成 35年7月31日 まで			
-----------------------	-----------------	-------------------------------------	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。